右当事者間の昭和二八年(オ)第八八三号損害賠償請求事件について、申立人から訴訟上救助の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件申立を却下する。

昭和三〇年三月二四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	λ	江	俊	郎